(2)　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(3)　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(4)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の二関係）

(8)　宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の五関係）

(六)　次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

(1)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置（附則第五一条の二関係）

(2)　東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が取得する、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める一定の鉄道施設の敷地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（附則第五一条の二関係）

5

(一)　道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　次に掲げる期間における道府県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。（第七四条の五関係）

イ　平成三〇年一〇月一日から平成三二年九月三〇日まで　一、〇〇〇本につき九三〇円

ロ　平成三二年一〇月一日から平成三三年九月三〇日まで　一、〇〇〇本につき九三〇円

(2)　次に掲げる期間における市町村たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。（第四六八条関係）

イ　平成三〇年一〇月一日から平成三二年九月三〇日まで　一、〇〇〇本につき五、六九二円

ロ　平成三二年一〇月一日から平成三三年九月三〇日まで　一、〇〇〇本につき六、一二二円

ハ　平成三三年一〇月一日以後　一、〇〇〇本につき六、五五二円

(二)　加熱式たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けることとした。（第七四条及び第四六四条関係）

(2)　加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充塡されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすることとした。（第七四条の三の二及び第四六六条の二関係）

(3)　加熱式たばこの課税標準を次のイ及びロのとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとした。（第七四条の四及び第四六七条関係）

イ　加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の〇・四グラムをもって紙巻たばこの〇・五本に換算することとした。

ロ　加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの一本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの〇・五本に換算することとした。

(4)　(3)の換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすることとした。（第七四条の四及び第四六七条関係）

イ　平成三〇年一〇月一日から平成三一年九月三〇日まで　現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じた本数の合計数

ロ　平成三一年一〇月一日から平成三二年九月三〇日まで　現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じた本数の合計数

ハ　平成三二年一〇月一日から平成三三年九月三〇日まで　現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じた本数の合計数

ニ　平成三三年一〇月一日から平成三四年九月三〇日まで　現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じた本数の合計数

(三)　次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

(1)　平成三〇年一〇月一日（改正法附則第一〇条及び第二三条関係）

(2)　平成三二年一〇月一日（改正法附則第一二条及び第二五条関係）

(3)　平成三三年一〇月一日（改正法附則第一三条及び第二六条関係）

6

(一)　自動車取得税

期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の三関係）

(二)　次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。（附則第一二条の二の四関係）

(1)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三一年三月三一日（ニに掲げるトラックにあっては、平成三〇年一〇月三一日）までに行われたときに限り、取得価額から五二五万円を控除する特例措置を講ずることとした。

イ　車両総重量が五トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの